

淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱

平成29年 3 月31日
告示第65号

改正 平成31年 1 月28日告示第 3 号
令和 2 年 3 月31日告示第 67号
令和 3 年 3 月31日告示第 91号
令和 5 年 3 月31日告示第 59号
令和 5 年 8 月31日告示第209号
令和 6 年 3 月31日告示第 91号
令和 8 年 3 月31日告示第 84号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進及び多子世帯の子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、出生により第2子以降の子を得た者に対し、助成金を交付することに関し、淡路市補助金等交付規則（平成17年淡路市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、平成29年4月1日以後に出生した出生児の父若しくは母となった者又は父母が法令により拘禁され、若しくは死亡している場合において、現に当該出生児を養育する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 当該助成金の算定の対象となる出生児（以下「算定対象児」という。）が出生した日（以下「出生日」という。）において、6か月以上引き続き市内に住所を有し、出生日以後も継続して算定対象児と市内に居住していること。
 - (2) 出生日において、算定対象児及びその兄姉（当該出生日の属する年度の3月31日において23歳未満の者に限る。以下同じ。）と同居していること。ただし、同居していない兄姉がいる場合であって、その同居でない理由が就学等であるときは、同居とみなす。
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第33号）による支援給付を受けていないこと。
 - (4) 助成金の交付申請日（以下「申請日」という。）において算定対象児が生存していること。
 - (5) 助成対象者と同一の世帯に属する者の全員が申請日において市税、国民健康保険税、保育料及び副食費（以下これらを「保育料等」という。）を滞納していないこと。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、算定対象児の出生日において、算定対象児の保護者が市内に住所を有した期間が6か月未満の場合は、当該期間に出生日以後も継続して算定対象児と市内に住所を有する期間を合算して6か月を経過したときは、当該経過した日をもって同号の要件に該当するものとみなす。

(助成金の額)

第3条 算定対象児が出生日において、次条第1項第1号の書類に記載されている兄姉の最年長の者から数えて次の各号に掲げる場合に該当するときの助成金の額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2子の場合 5万円
- (2) 第3子の場合 10万円
- (3) 第4子の場合 50万円

(4) 第5子以降の場合 100万円

2 多胎により算定対象児を得たときは、当該出産につき10万円を助成する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象者と同一の世帯に属する者の全員が記載されている住民票

(2) 母子健康手帳の写し

(3) 納税証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、災害その他やむを得ない事由がある場合を除き、出生日から1年以内に提出しなければならない。ただし、第2条第2項に該当する場合は、当該経過した日をもって提出することができる。

(助成金の交付)

第5条 当該交付申請に係る算定対象児の助成金の交付は、申請日の属する月の翌々月の月末までに交付する。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の可否を行い、当該申請者に対し、淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により速やかにその旨を通知するものとする。

(変更)

第7条 申請者は、交付申請した事項に変更が生じたとき、又は申請者を変更するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付又は交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金返還請求書(様式第5号)により、その一部又は全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に出生により第2子以降の子を得た者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(淡路市赤ちゃん未来の宝物事業補助金交付要綱の廃止)

3 淡路市赤ちゃん未来の宝物事業補助金交付要綱(平成27年淡路市告示第52号)は、廃止する。

(淡路市赤ちゃん未来の宝物事業補助金交付要綱の廃止に係る経過措置)

- 4 この告示の施行の日前に廃止前の淡路市赤ちゃん未来の宝物事業補助金交付要綱（以下この項において「旧要綱」という。）第3条に規定する補助対象者となった者に対する同要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。ただし、当該補助対象者が行う補助金の交付申請については、旧要綱第5条第2項の規定にかかわらず平成29年9月30日までに行わなければならない。

附 則（平成31年1月28日告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第67号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第91号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第59号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月31日告示第209号）

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日告示第91号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においてこの告示による改正前の淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱第5条第1項第2号又は第3号に規定する助成金の交付を受ける者であって、施行日以後に同項第2号又は第3号に規定する助成金を分割して交付することとなる者のこの告示による改正後の淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱第4条第2項及び第5条の適用については、第4条第2項中「出生日から1年以内」とあるのは「令和7年3月31日まで」と、第5条中「交付する」とあるのは「交付すべき額から令和5年度以前に交付した額を差し引いた額を交付する」とする。

附 則（令和8年3月31日告示第84号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付申請書

年 月 日

淡路市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱第4条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定に必要な世帯全員の住民登録情報及び保育料等の納付状況を確認することに同意します。また、今後も引き続き次の世帯員と淡路市に住む意思を表します。

出生児	氏名（フリガナ）	生年月日		備考
		年 月 日		第 子
		年 月 日		第 子
世帯の状況	氏名（フリガナ）	生年月日	続柄	備考
		年 月 日		同居・別居
		年 月 日		同居・別居
		年 月 日		同居・別居
		年 月 日		同居・別居
		年 月 日		同居・別居
		年 月 日		同居・別居
		年 月 日		同居・別居
振込先金融機関名		銀行・信用金庫 農協・信用組合	本店・支店	
口座種別		普通・当座・その他（ ）		
口座番号				
口座名義人 （申請者と同じ）		（カタカナでご記入ください。）		

市確認欄	住民票	母子手帳	養育確認	同居確認	多胎加算	税等の滞納の有無

- 添付書類 1 申請者と同じの世帯に属する者の全員が記載されている住民票（世帯主・続柄記載分）
- 2 母子健康手帳
- 3 納税証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

別紙

兄弟と別居していること理由書

年 月 日

淡路市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱第2条第2号ただし書に該当する兄弟があるため、関係書類を添えて理由書を提出します。

別居している兄弟については下記のとおりです。

記

別居して いる兄弟 について	氏名（フリガナ）		生年月日		備考
			年 月 日		第 子
	住所				
別居して いる兄弟 の属する 世帯の状 況	氏名	生年月日		続柄	備考
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
1 別居の理由について (1) 兄弟の進学、通学のため（学校等の名称） (2) その他（） 2 別居期間 年 月 日 から 年 月 日までの予定					

添付書類

- 1 別居する兄弟が属する世帯の住民票（世帯主・続柄記載分）
 - 2 兄弟が就学していることが明らかになる書類等（在学証明書等）
- ※ 別居している兄弟が複数の場合は、その兄弟ごとに作成してください。

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金について、淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金を 交付します。
不交付とします。
(理由) ()

- 2 助成金額 金 円

第 号
年 月 日

様

淡路市長

印

淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金について、下記の理由により交付決定を取り消したので、淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 取り消す助成金の額 金 円

2 取消しの理由

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金返還請求書

年 月 日付け 第 号で取り消した淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金について、淡路市赤ちゃん未来の宝物事業助成金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり返還を請求します。

返還金額	金 円
返還期限	年 月 日
返還理由	
備 考	